

税制上の優遇措置

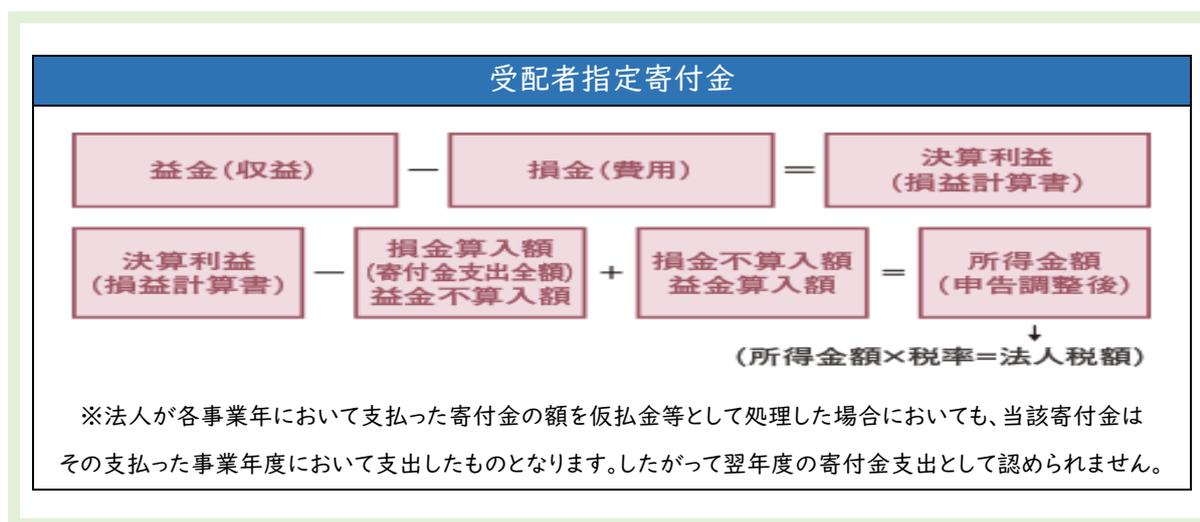
法人様の場合

寄付金につきましては、一般の寄付金の損金算入限度額とは別枠で損金に算入することができます。損金算入には金額を損金算入できる「受配者指定寄付金」と一定額まで損金算入できる「特定公益増進法人に対する寄附金」の制度があり、いずれかをご選択いただけます。

❖ 受配者指定寄付金

受配者指定寄付金制度とは、学校法人に対する企業等法人からの寄付金をいったん日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」）が受入れて、その後、事業団から寄付者の指定した学校法人へ配付する制度です。

寄付金を支出した事業年度において所得の金額の計算上全額損金に算入することができます。指定寄付による損金算入手続きには、事業団発行の「寄付金受領書」が必要となります。この「寄付金受領書」は、本学を經由して寄付者に送付いたします。



寄付金控除を受けるための手続き

- ①寄付金の入金を確認でき次第、本学発行の「寄付金預り書」を発行し、送付いたします。
- ②この寄付金は、本学からいったん事業団に入金いたします。
- ③事業団から「寄付金受領書（寄付者宛）」が発行され次第、本学を經由して送付いたします。

【ご注意】

寄付金の受領日は、事業団指定銀行の口座に寄付金が入金された日となります。貴法人からの振込日とは異なりますのでご注意ください。諸手続きの関係上、少なくとも貴法人決算日の2カ月前までにお振込みいただきますようお願いいたします。

※お手元に事業団からの「寄付金受領書」が届くまでは更に2カ月程要しますので、お含み置き願います。

「税制上の優遇措置」に関しては、日本私立学校振興・共済事業団 HP (外部リンク) にも詳しく掲載されておりますのでご参照下さい。

❖ 特定公益増進法人に対する寄付金

一般寄付金の損金算入限度額と別枠で損金算入することができます。

【ご参考】

特定公益増進法人に対する寄付金

損金算入限度額の計算方法(平成24年4月1日以降開始事業年度)

$$\left(\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right) \times \frac{1}{2} = \text{損金算入限度額}$$

※限度額を超える部分の金額は、一般の寄付先への寄付として損金算入ができません。

寄付金控除を受けるための手続き

- ① 特定公益増進法人に対する寄付金でお申込みいただく場合は、所定の「寄付申込書」をご提出ください。
- ① 申告に当たっては、学校法人行吉学園発行の「寄付金領収書」と本法人が「特定公益増進法人であることの証明書」(写)が必要となります。
- ③ これらの書類は本学園への入金を確認でき次第作成し、ご送付いたします。

団体様の場合

団体様に対する税制上の優遇措置は原則としてありませんが、団体様としてご寄付をいただく場合、代表の方が個々の賛同者様の情報をとりまとめ、本学園の所定様式でお申込みいただければ、各人別に領収書を発行させていただきます。

この場合、個人としての税制上の優遇措置を受けることができます。

詳細については、法人事務局 財務部までお問い合わせください。